

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
栗東市	宅屋地区	R4.12.16	H31.3

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	24.55 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22.96 ha
③地区内における40才以上の農業者の耕作面積の合計	22.96 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.4 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>宅屋地区の農業者は72%が60歳以上で、また離農者が半数あり、その内今後農業に取り組みないとする者は50%近くいる中で担い手との関わりをどのように支援して行くかが課題である。</p> <p>1. 担い手農業者の今後の要員確保と経営の安定性が不明確</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>宅屋営農組合(認定農業者団体)が主体となって農地利用の確保をする。</p>
<p>米農場(認定農業者)はとなり地区のため協調して取り組む。</p>

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲・小麦・大豆	2.3 ha	水稲・小麦・大豆	3.1 ha	市内全域
認農法	B	水稲・小麦・大豆	6.6 ha	水稲・小麦・大豆	9.2 ha	宅屋区域内
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	2		8.9 ha		12.3 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・中心経営体2農業の連携。
- ・栄農場(認定農業者)との連携と活用。
- ・プラン継続のため推進委員会を設置。高齢化に伴う後継者の育成。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2	現時点で貸付意向無し。			
3				
4				
5				
	計			